

庁議記録（令和8年4月1日開催分）

《その他事項》

◆庁議の位置付け及び運営について

（市政企画部 秘書政策課）

庁議構成員の交代に伴い、庁議・庁議幹事会の位置付け及び運営について説明するもの。
庁議は、市政における意思決定のための協議の場として、市政の基本方針や重要施策を審議策定するとともに、各部局相互の総合調整を行い、市政を計画的かつ効率的に推進する機能を有する。

◆市長との協議等について

（市政企画部 秘書政策課）

事務の効率化と情報共有を図るため、事務処理ルールを確認するもの。報告については、休日や出張中を問わず電子メールでの報告を推進しているため、積極的に活用すること。

◆服務規律の遵守及び健康管理等について

（市政企画部 人事課）

服務規律の遵守及び健康管理等について説明するもの。交通安全や、健康管理を心がけるとともに、ハラスメント等には、庁内外問わず十分注意すること。万一、ハラスメント等があった場合やメンタルに関する相談等がある場合は、各種相談窓口を積極的に活用すること。

◆7・15 集中豪雨災害を忘れないために

（市政企画部 人事課）

人命に関わる災害（7・15 集中豪雨）の恐ろしさ等を改めて心に刻み、今一度、気を引き締める機会として、平成24年に建立した「自然と人との共生モニュメント」とその周囲の清掃を行うもの。

◆人事考課制度における目標設定について

（市政企画部 人事課）

令和8年度人事考課制度における目標設定について説明するもの。目標は、目標設定の意義を踏まえて適切に設定するとともに、考課者と被考課者で面談を実施し、目標とゴールについて確認・共有を図ること。

◆次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の改定について

(市政企画部 人事課)

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、それぞれ策定していた特定事業主行動計画を統合し新たな計画を策定するもの。当該計画の名称を「職員いきいきライフ&ワーク応援計画」とし、仕事と家庭の両立支援に加え、デジタル化（DX）や業務の見直し（BPR）を通じた職場環境の改善を一体的に進めていく。

◆旅費条例の改正に伴う旅費運用ルールの変更について

(市政企画部 人事課)

国の旅費法の改正に準じ、「可児市職員の旅費に関する条例」を改正したもの。実費額に即した適正な旅費支給を行うとともに、概算払いの活用等により、職員が円滑に出張・公務に従事できる環境整備を図る。

◆危機管理に対する取り組みについて

(総務部 総務課)

危機管理への対応等について説明するもの。職員は、日ごろから危機管理の意識を持ち、危機の発生を把握したとき、危機を予見したとき又は危機を新たに想定したときは、速やかに上司に報告すること。

なお、報告書の作成にあたっては、事前に総務課の確認を受けること。